

## 司法修習委員会（第44回）議事録

### 1 日時

令和5年5月30日（火）午後1時から午後2時30分まで

### 2 開催方法

オンライン会議

### 3 出席者

（委員）岩崎晃、翁百合、木納敏和、菅原ますみ、濱中淳子、松下淳一、矢尾和子、山本和彦（委員長）（敬称略）

（幹事）石田京子、一場康宏、加藤経将、川山泰弘、是木誠、佐藤隆之、設楽あづさ、下津健司、鈴木成之、鈴木道夫、廣田智也、丸山嘉代、三輪方大、和田俊憲（敬称略）

### 4 議題

#### (1) 意見交換

ア 実務修習に関する状況等について

イ 導入修習に関する状況等について

ウ 指担協の協議事項について

#### (2) 今後の予定について

### 5 配布資料

（資料）

83 導入修習に関するアンケート集計結果

### 6 議事

#### (1) 委員及び幹事の交替

加藤委員及び中山委員に替わり、宮地委員及び矢尾委員が委員に任命され、佐藤雅彦幹事、鈴木謙也幹事及び宮村幹事に替わり、鈴木成之

幹事、廣田幹事及び三輪幹事が幹事に任命された旨の報告がされた。

(2) 報告

一場幹事から、司法修習の実施状況等について報告がされた。

(3) 意見交換

ア 実務修習に関する状況等について

(山本委員長)

実務修習に関する状況等について、一場幹事から御説明をお願いいたします。

(一場幹事)

まず、実務修習結果簿の分析についてですが、76期修習の分野別実務修習は今年の1月に開始されて、現在、第3クールの中盤まで来ております。

分野別実務修習につきましては、分野別実務修習における指導のガイドラインというものがあり、そこで一定の数値目標を掲げているところですが、修習の実情を把握するため、以前より修習生が作成する実務修習結果簿を集計して分析し、この結果をこの委員会に御報告しています。

71期以降、第1クール分の実務修習結果簿のうち約3分の1をサンプルとして抽出して集計する方法によっており、76期につきましても同様にサンプル集計を行いました。結果として、76期につきましても概ねガイドラインに沿った修習を行うことができているというふうに考えております。引き続き数値目標を踏まえながら、より質の高い修習を目指していくことが必要と考えております。

続きまして、選択型実務修習の状況について御説明いたします。76期の選択型実務修習は8月上旬から開始する予定ですがけれども、これまでと同様、76期におきましても全国プログラム及び自己開

拓プログラムを含めた選択型実務修習を実施することを予定しております。76期におきましてはプログラムを提供する実務庁会として新たに公害等調整委員会が加わっております。また、プログラム数は若干全体としては75期に比べて減少しておりますが、募集人数を増加したプログラムが複数あるため、募集人数は全体としては増加し、応募人数も増加しております。私からの御説明は以上になります。

(山本委員長)

ただいま御説明がありました実務修習の状況について、これも御質問、御意見、何でも結構ですので御自由にお出しただければと思います。

(木納委員)

実際の実務修習の状況について修習結果簿を踏まえた御説明をいただいたところですが、裁判修習の起案の数については、大規模庁で修習している人とそれ以外の小中規模庁で修習している人との関係で何か特徴的な違いとかがあるかどうかがお分かりであればという点と、それから生の実際の記録を前提とした起案ということのほか、適当な事件がない場合に記録等に基づいた起案というものもしていて、それも含まれているのかどうかという点について確認をさせていただきたいと思います。

(山本委員長)

それでは一場幹事からお願いします。

(一場幹事)

最初の御質問にあった大規模庁と中小規模庁のところにつきましては、今手元にデータがございませんので、確認して木納委員に御報告したいと思います。

2番目の御質問ですけれども、そこは恐らく既済事件の記録を活用した起案というのもこれに含まれているのではないかというふうに思っておりますが、その辺りは三輪幹事も御存じであれば補足でお願いしたいと思っております。

(三輪幹事)

地裁における民事裁判の修習の実情といたしましては、基本的には生の記録に基づいて起案をするのが望ましいでしょう。生の記録に基づき、実際の当事者の対応や動きをシミュレートしたり、予測したりするほか、できれば尋問等の傍聴もした上で起案してもらうことが多いと思っております。

他方で、修習期間との関係で起案に適した事件が必ずしもないというような場合には、既済の記録等を持ってきまして、それに基づいて事実認定起案や主張整理をするなど、できるだけ限られた期間内で効果的な研修ができるように工夫をしているのではないかと思います。

(山本委員長)

木納委員、いかがでしょうか。

(木納委員)

ありがとうございました。基本的に実際の修習の現場ですと、起案に適する事件がそろっている裁判所もあるでしょうし、そうでないところもあろうかと思っておりますが、そういった場合においてはできるだけ修習庁によって同じような機会が確保できるように現場でいろいろ工夫していただいた上で修習指導をしていただいているというように理解させていただければいいのかなというふうに思います。

(一場幹事)

ありがとうございます。若干業界用語を使ってしまったような気

もして、既済事件の記録というのは既に終わってしまった事件の記録を指しています。それに対して生の事件というのは現在進行形で裁判が実際に行われている事件の記録のことを指します。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは菅原委員、お願いいたします。

(菅原委員)

集計の方法について教えていただきたいのですが、最初に御説明の中で3分の1ぐらいをピックアップして集計したとおっしゃっていらっしやったと思いますが、修習生が最終的に何件担当できたかという集計は全数で把握することが理想かなと思います。最終的に全数把握になるのか、ずっと3分の1抽出でいくのか教えていただければと思います。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは一場幹事、お願いします。

(一場幹事)

御指摘のとおり、もし可能であれば全数で把握した方がいいというのはそのとおりかと思うのですが、集計の負担もありまして、従前から3分の1をサンプルとして抽出して集計して経年で見ていくということでやらせていただいております。

(菅原委員)

調査や集計をデジタル化できるといいかなと思います。

(一場幹事)

デジタル化した方がいいなとは確かに思っているところですが、現時点では手書きになっておりまして、集計に手間がかかっているというのが実情です。御指摘のとおり、デジタル化すればもっと簡単に全数の集計もできますので、そこは検討したいと思います。ありが

とうございます。

(山本委員長)

ありがとうございます。重要な御指摘かと思imasuので、ぜひ検討いただければと思います。続きまして鈴木幹事、お願いいたします。

(鈴木道夫幹事)

先ほど木納委員が御質問してた件と少し関連しますが、民裁修習に関する修習結果の中の保全執行について、具体的事件で修習した割合と講義形式のみで修習した割合が出ています。民事弁護の実務修習における各単位会の課題として、保全執行事件を実務修習期間中に修習生に体験させられないという点があるので、民裁修習において、具体的な保全事件を見る機会というのは非常に有用だと思います。講義形式のみでしか修習できないというのは実務庁によっては実際の事件が少ないことが結果に反映しているのかという点を情報があれば事務局長にお聞きしたい。

もう一つは、法廷傍聴の件です。実際に法廷に行く機会が弁護士も少なくなり、ウェブでの弁論準備手続が大半を占めるようになってきています。その辺りで大規模庁と、中小の裁判所で、修習生の体験に現時点で有意な差が出ているかという点を教えていただければと思います。

(山本委員長)

それでは一場幹事、お願いいたします。

(一場幹事)

御指摘のとおり、保全事件と執行事件に関してできれば具体的な事件を見てもらった方がいいというのはそのとおりだと思うのですが、恐らく、それに適した事件がちょうどよくあるかというところに影響されるのではないかと思います。修習の日程も短いので、その間

に適した事件があって、さらにそれ以外のこともやらなければいけないので、それとの兼ね合いでうまくいくかどうかというところによるのではないかと推察しております。

傍聴につきましては、大きな庁と中小規模庁で差があるような気はしていませんが、その辺りは三輪幹事に補足していただければと思いますが、いかがでしょうか。

(三輪幹事)

書面による準備手続や弁論準備手続で、ウェブ会議でやるものが多くなったことから、傍聴の機会が制限されているのではないかという御懸念を抱いておられるのかと思いますが、民事裁判修習中は準備室等を使ってT e a m sでのウェブ会議をするというような機会が多く、その場合にはできるだけ修習生も同行して、隣にいて画面を見ながら手続のやり取りを見せるというような工夫もしております、ウェブ会議で手続が行われることが多くなったことにより傍聴する機会が少なくなったということはそれほどないのかなというふうに感じているところでございます。

(山本委員長)

ありがとうございました。鈴木幹事、いかがでしょうか。

(鈴木道夫幹事)

ありがとうございました。書面による準備手続等についても法廷傍聴等の数に反映されていると理解しました。

イ 導入修習に関する状況等について

(山本委員長)

続きまして今度は導入修習に関する状況等について、一場幹事から説明をお願いいたします。

(一場幹事)

資料に基づきまして導入修習に関する状況等について御説明いたします。まず、76期の導入修習アンケートについてになります。

導入修習につきましては、その状況を把握し、今後の修習の質の向上に役立てることを目的として、各地において導入修習の終了時及びそこからしばらくたった集合修習開始時の2回にわたって修習生に対してアンケートを実施しております。このうち導入修習終了時に実施するものを第1アンケート、集合修習開始時に実施するものを第2アンケートと呼んでおります。

今回は76期の導入修習終了時の第1アンケートの結果について御報告いたします。1391人中1317人が回答し、回答率は94.68%となっております。76期導入修習は73期以来3期ぶりに和光の司法研修所に参集させる参集方式での実施となりました。オンラインで実施した75期導入修習との比較において特徴的な点を御紹介いたします。

まず、図表の1-1から1-2-3までによれば、76期を75期と比較いたしますと、知識、能力の不足を感じたと回答した者の割合はほぼ全ての項目で同程度かやや減少しております。しかし、不足を感じたと回答した者のうち、実際に自学自修に取り組んだ者の割合は表1-2-1から1-2-3の数字のとおり、民事系、刑事系、いずれも減少しております。

次に、図表2-1から2-4-3によれば、76期を75期と比較いたしますと、民事系、刑事系ともに導入修習について不足した知識、能力を補うことができたことが、あるいはやや補うことができたという回答した者の割合もやや減少しております。

図表3-1ですが、図表3-1は導入修習中に行った自学自修の内容についてまとめたものです。75期と比べますと、最も多い研修



所の教材等をはじめとして全ての項目で減少が見られます。

以上のとおり、自学自修に取り組んだ修習生の割合が下がり、また、導入修習を通じて不足していた知識、能力の不足を行うことができた修習生の割合も若干下がっているところですが、図表４－１が知識、能力の不足を感じたものの自学自修に取り組まなかった理由を集計したものになります。自学自修を行う時間的余裕がなかったことを理由としたものの割合が最も多く４４．３％であり、７５期との比較で大幅に上昇していることから、これが大きな要因になっているものと考えられます。

なお、導入修習が参集方式で最後に実施された７３期でも自学自修に取り組んだ者の割合や自学自修に取り組まなかった理由について時間的余裕がなかったことを挙げた者の割合はおおむね７５期と同水準でありました。このことからしますと、自学自修に取り組まなかった原因は導入修習が参集方式で実施されたために通所するための時間が必要となったり、一人で勉強するのではなくて修習生同士のコミュニケーションの時間が増えたりしたことにより、一人で勉強する自学自修に充てる時間が確保しづらくなったことによるものと考えております。

他方で、参集による効果というものもあるものと思われませんが、それは次の司法修習生指導担当者協議会の協議事項のところで触れたいと考えております。

最後は図表の６－１が導入修習の各カリキュラムがどの程度役立ったのかに関する回答の集計結果をまとめたものになります。図表６－２はこれを７５期と比較したものになります。いずれのカリキュラムにつきましても７５期と同水準の肯定的な評価が得られているのではないかと考えております。私からの御説明は以上になります。

す。

(山本委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明がありました導入修習の状況につきまして、これも委員、幹事の皆様から御自由に御質問、御意見をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

参集方式をとったことによって、時間がどうしても、通所等にとられたり、あるいは学生同士のいろんな付き合いとか接触等も増えるということで自学自修に取る時間的余裕が減ったということから自学自修によって欠けた部分を補うということが少しおろそかになったというのではないかという分析でしたけれども、その点について、あるいはほかの点でも結構ですけれども、何かありましたら御指摘をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(岩崎委員)

民弁教官室上席の鈴木幹事にお伺いしたいのですが、図表6-1において、突出して「弁護士倫理・職責等」が役に立たないというようなことを書かれているところ、これはどんなことをやっているのかということと、修習生が役に立たないと考える理由に何か思い当たる節があるかということについて教えていただきたいです。質問の趣旨は、私は、所属弁護士会において、新規登録弁護士になって初年度の倫理研修や新規登録弁護士の研修をやっているのですが、何のためにやんなきゃいけないんだみたいなことを言う人がたくさんおまして困ったもんだと思っており、これを何とかしろという意味ではなくて、司法研修所はどう受け止めてらっしゃるか教えていただきたいということです。

(山本委員長)

ありがとうございます。それでは御指名ですので鈴木幹事、お願いできますでしょうか。

(鈴木成之幹事)

御指摘のとおり、毎年この導入のアンケートの中で一番弁護士倫理について、余り役に立たないとか、あるいは役に立ったというのが一番割合的に低くなっておりまして、これをちょっといろいろ改善しようということを何年か前から、一応毎年ちょっと改良を加えたりはしております、恐らく3年前のものよりは比較でいうとポイントが上がってきてはいると思うんですね。

具体的に何をやっているかという、主に内容としては総論的な話、弁護士自治の重要性ですとかそういった話とか、弁護士職務基本規程の一般的な話みたいなものもあるんですけども、やっぱりそれだけですと修習生の方は余り面白みがないというような感じもありますので、2年前ぐらいから大幅に事例の問題を増やしまして、全部で13個ぐらい用意してるんですね。

その13個の事例を全部細かくやっているとそれだけで時間が足りなくなってしまうんですけども、13個の事例を修習生に一応考えさせて、その中で何本かピックアップしてグループ討論をしてもらって、グループごとに答えてもらうというようなことをやり始めましたら、具体的な事例の方がイメージが持ちやすいみたいでして、全体の統計を見るとほかのカリキュラムと比較してちょっと低いという感じは確かにあるんですけども、いろいろためになりましたとか、こういうこと知らなかったので役に立つと思いますという声は多く聞こえておりましたので、必ずしも内容が全然意味のないことをやっているということはないと思いますし、修習生にもある程度そういうのは伝わっているのではないかなというふうに思い

ました。

もしかしたらアンケートの取り方の中で、全部役に立ったと思っても、修習生が何か差をつけようと思って役に立ったものとあんまり役に立っていないものと若干無意識に差をつけてるんじゃないかなと思うんです。多分ほかとの比較上、役に立つ度合い、実務に直結するという意味では保全執行ですとか立証活動ですとか、そういう方がためになったというふうになりやすいのかなというふうに思っているところもあります。

(山本委員長)

ありがとうございました。岩崎委員、いかがでしょうか。

(岩崎委員)

ありがとうございます。別に民弁教官室がやっていることが間違っているとか無駄なことをやっていると思っているわけではなくて、多分ロースクールでもやっているし、司法研修所でもやっているという理由があるのだと思うのですが、新規登録弁護士になってから何でまたやるんだということをきつく言う人がいるので困ってるなというところを、どのようになっているんだろうなと思って伺った次第です。

我々もめげずにやりますので、教官の皆さんも、弁護士倫理と特に弁護士自治のところは我々の業界では絶対に欠かせないものですし失ってはいけないことだと思いますので、めげずに続けていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

(一場幹事)

鈴木幹事の御説明を補足しますと、73期の時のアンケートで役に立つが55.8%ですので、かなり上昇しているのかなと思います。

(山本委員長)

ありがとうございます。毎年改正もいただいて、その成果が徐々に現れているというところかと思imasので、引き続きぜひよろしくお願ひしたいと思imas。それでは下津幹事、お願ひいたします。

(下津幹事)

刑裁教官の下津でございます。先ほど一場幹事の方からの説明で自学自修の時間が減っているとの説明があったと思imasが、それが質の低下につながるか御懸念の向きもあるかと思imasので、その辺の実情について御紹介したいと思imas。

コロナの時期には学生であった修習生は、当然のことながらロースクールでもお互いに交わる機会があまりなかったものですから、今回導入修習が参集となりまして、人と一緒に勉強するということが彼らにとっては非常に新鮮な状況だったと思imas。そういうこともあって、コミュニケーションの機会を彼ら自身がかなり強く求め、非常に密接に関係を持つようとしていたことは、前回の司法修習委員会でも御紹介したところではす。

このような事情から、導入修習のカリキュラムの中のグループ討論や演習の機会に修習生同士で密なコミュニケーションをとることによって自らの知見を広めたり、自分の考えを深めていったりする形で修習の実を挙げているというところもありますので、自学自修の時間が減った分は他の修習生からいろんな形で吸収して補っていると思imas。

ですので、そういう形で吸収したものを実務修習で発揮してくれているだろうと我々は期待しているところでありまして、その辺を先ほど紹介のありました司法修習生指導担当者協議会の場で実務修習を担当している現場の指導官からいろいろお話を聞ければいいなと思imasしているところではす。

(山本委員長)

ありがとうございました。実情について御紹介いただいたところ  
です。

今期の修習生というのは法科大学院でいえば既修者として入った  
人間は2020年4月の入学組だと思いますので、まさにコロナ世  
代というか、入った途端に授業は全部オンラインだったっていう世  
代。やはりその特殊性というのも一つ現れているんだろうと思いま  
すし、もちろんやはりそういう人間関係、人間同士が接して切磋琢磨  
していくっていうのは、もちろん自学自修も重要であることは当然  
ですけれども、それに代えられない部分もあるということもまた紛  
れもない事実だというふうに思いますので、そういったところをど  
ういうふうにバランスをうまくとっていくかという問題なのかなと  
思いました。濱中委員、お願いいたします。

(濱中委員)

自学自修の件です。私も自分の調査で、企業で働いている人たちの  
自学自修、自己学習についてアンケート調査をするという経験を重  
ねてきましたが、そのなかでいつも感じていたのは、自己学習をアン  
ケート調査で把握することの難しさです。つまり、「普段いろいろな人  
に聞いて回る」「学び方を相談する」なども自学自修・自己学習と捉  
えることはできるわけですが、「英会話学校に行く」ほどのわかりや  
すい項目としてたてられるものでもなく、些細なといえますか、みえ  
にくい自己学習をとりこぼしてしまうということは多々あるように  
思います。

インタビュー調査などでは探りながら聞きたいことに迫れますの  
で、「普段どういう生活していますか」と質問し、学びと思われる語  
りが聞かれたら、それについてさらに深く聞いていく、ということが

できるわけですが、アンケート調査となると、ちょっと事情が異なってくるわけです。

何を言いたいかといいますと、ここである自学自修の項目は、「基本書を利用する」だったりとか、「復習する」だったりとか、結構型にはまっているものがメインになっています。集計や入力のことを考えると、この方法は十分にあり得るのですが、他方で、いま申し上げた問題点を少しでも克服するために、自由記述形式の項目を入れ、自由に自学自修について書いてもらうのはどうか。そうすると、修習生たちのリアルな姿に少し近づくことができるのではないかなと思いました。

(山本委員長)

ありがとうございます。大変重要な御指摘をいただいたかと思いますが、一場幹事、いかがでしょう。

(一場幹事)

ありがとうございます。こちらの方のアンケートは幸いなことにデジタル化しておりまして、聞く項目も柔軟に変えることができますので、今の委員の御意見を踏まえましてこちらの方でも検討したいと思います。

御指摘のとおり、自学自修として挙げている項目が非常に堅いので、それ以外の学びの道も当然あるはずで、それが先ほど下津幹事の申し上げたような話かなと思っておりますので、考えたいと思います。ありがとうございます。

ウ 指担協の協議事項について

(山本委員長)

それでは最後になりますけれども、指担協の協議事項についてですが、本年度の司法修習生指導担当者協議会、これは指担協と略され

るようではありますが、この協議事項につきまして一場幹事の方から御説明をいただきます。

(一場幹事)

修習充実のための取り組みとして、毎年全国の実務庁の修習指導担当者の皆様と司法研修所との間で指担協を実施しております。今年度は6月26日の開催を予定しており、例年どおり民裁、刑裁、検察、弁護の四つの分科会ごとに協議を行うこととしております。昨今の指担協はこの委員会での御議論を踏まえたものとしております。

まず協議事項の1は「導入修習と分野別実務修習の連携について」となっております。先ほどから出ておりますとおり、74期、75期ではオンライン方式による導入修習を実施いたしましたのに対し、76期におきましては講義外における修習生同士の議論、コミュニケーションを通じ早期に人間関係を形成し、より円滑な分野別実務修習につなげることを目的として、3期ぶりに参集方式での導入修習を実施いたしました。

修習生にとっては狭い意味での自学自修の時間に代わり修習生同士のコミュニケーションなどの時間が増えたこともあるわけですが、その効果につきましては全国で分野別実務修習を御担当いただいている方々に確認するのが最も妥当というふうに思います。そこでまず、オンライン方式との比較を通じた参集方式による導入修習の効果について協議を行っていただくことを考えております。

また、71期以降、導入修習と分野別実務修習の連携のためのツールとして導入修習チェックシートというものを活用をしておりますが、こちらの運用が始まってから相当期間経過したことから、実務庁会での活用の実情等や改善点などについて協議を行っていただくことを考えております。



続きまして協議事項2でございますが、こちらの方がどちらかといえばメインで、「分野別実務修習の充実方策について」となっております。本年から法科大学院在学中の司法試験受験が始まるとともに、第77期以降修習の開始が3月20日前後頃に変更されることとなります。各法科大学院のカリキュラムの構成についてもこれによる変更が加えられるというふうに聞いております。

司法研修所としては、このような法曹養成制度の変化をはじめとして、それだけではなく、コロナ禍の経験ですとか、最近ChatGPTなども出てきておりますが、そういったデジタル化の進展、法曹の活動領域の拡大、働き方の変化などを踏まえて修習の内容を充実させる方策を検討していく必要があると考えております。

分野別実務修習は修習の核であり、実務修習ガイドラインに沿った指導の実現が進んでいるところではございますが、司法研修所教育も日々変わっておりますので、こちらの現状を御説明した上で分野別実務修習の内容を充実化するため、どのような方策が考えられるかや、指導担当者の皆様も時間に限りがありますので、これをいかに効果的、効率的に充実させるか、そのための方策について御協議いただくことを考えております。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは指担協の協議事項について、御質問、御意見等、これも御自由にお出しいただければと思います。翁委員、よろしくお願いします。

(翁委員)

御説明ありがとうございました。今デジタル化の中でChatGPTの話が出てまいりましたので、ChatGPTというのは企業とかではどういうふうに注意して使っていくかという、そのリスク

もししっかり把握した上でどういうふうによく人の能力を伸ばしたり活用するかっていうような観点からいろいろと検討が進められています。

教育についても、恐らく大学の先生方もいらっしゃるのですがいろいろとお考えになっている点があると思うんですけども、司法修習についても単に例えば活用を黙認するということは余りよくないと思うので、しっかりそのメリットとデメリットを確認した上でどういうふうを考えていくかっていうことの方針などを決めていかれたらいいのではないかなというふうに思っております。

(山本委員長)

ありがとうございました。このChatGPTの問題は、大学もそうですし、今お話のありました企業、経済界、あらゆる分野で、裁判所自体でもどう活用するかっていうことを恐らく議論されている部分があるんじゃないかと思います。非常に司法修習の観点でも重要な課題だと思いますので、もしこの点について御意見等あればぜひこの際お伺いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。他の委員、幹事からも御意見があればと思っておりますけれども。

大学などでも既に一定の何か基準を作ろう、あるいは作っているところもあるやに伺ってますが、設楽幹事、お願いいたします。

(設楽幹事)

ありがとうございます。先ほど使用を黙認することもできないというお話がございました。黙認ができないのもそうなんですけど、禁止しても禁止は守られないだろうという前提で、やはり何を教えるかということを考える必要があるんじゃないかなというふうに思います。

とりわけ文章や文字を取り扱う業務にこれから就くということ

考えますと、1000人から1500人の人間みんなに不用意に使うなというメッセージは余り意味がないと思っております、むしろ使うときにどんなリスクがあるかということ为先ほど翁委員がおっしゃったように教える必要があるとともに、リスクがあると思っても人間みんな自分は大丈夫と思いがちなものですから、実際にどういうふうにするのかとか、具体的にはChatGPTで出てきた文章をどうチェックするのかとか、あるいはどうそれを自分の文章にするのかというようなところもゆくゆくは教育の中に盛り込む必要があるんじゃないのかなというふうに感じております。

(山本委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。菅原委員、お願いいたします。

(菅原委員)

ありがとうございます。まさに大学では先月の教授会ぐらいから急いでChatGPTへの対応について取り組み始めたところです。十分熟してるわけではないのですが、幾つか検討状況についてお伝えさせていただきます。

一つは、基本的にこれは新しいツールなので、新しいメディア、ツールに対するリテラシー教育が必要であると位置づけております。ですので、ChatGPTが何者で、どういうものなのかというChatGPTの原理そのものを知るところから教育を開始し、そのメリット、デメリットについて理解できるようにしたいと考えています。特にこれに関しては今皆さんおっしゃってるように生成された結果の真偽を固定することが非常に難しく、少なくとも賢い良い使い手になるためには真偽が分かる人にならないといけないので、それぞれの専門分野に関してより一層知見を深めなくてはいいけ

ないといったようなりテラシー教育をしていくことになります。また、私たちも教育の現場において学生たちを評価しないといけませんので、これに関しては実はかなり大きな動きがありました。シラバスというのを私たちは作っておりまして、年度初めに各科目をどういうふうに評価して成績をつけるかについて学生と契約するのですが、シラバスを書いたのは去年の秋とか冬だったので、ChatGPTのことをまだ誰もあまりよく知りませんでした。ですので、課題レポートで採点する科目がたくさんあるのですが、それを会場試験に変更してもよいこととなりました。

結局、学生の素頭といいましょうか、学生個人としてライティングの力や知識の力というのはもう教室で目の前で鉛筆を持って書いてもらうしか確かめられないかもしれませんので、評価の仕方はレポートですとシラバスには記載されているけど教室テストに変更しますと変えてもいいということになったのです。今後、学生の評価というところでは、“素の実力をきちんと見る”ための場면을教員側も心して作る必要があるのではないかと考えております。

もう一つは、私は心理学の授業を担当しており社会科学系なのですが、今後社会科学系の学生たちに必要になることとして、まず現場でデータを生み出していく力を育むことと、そしてそのデータを分析して検証する力を育むことが大切であると感じています。ChatGPTの真偽がわかる人材となるためには、現場で自分の目でエビデンスを検証したり、エビデンスそのものを生む力というのを養成していく必要があるのではないかと議論しているところです。

(山本委員長)

ありがとうございます。大学の現状というかホットなところ、御議論を紹介いただきました。濱中委員、お願いいたします。

(濱中委員)

ChatGPTの特徴をそのまま素朴に考えますと、オンライン上で出回っている情報を集めてきてうまくまとめるというようなものになります。なので、標準解があるようなものであればいいツールになるようにも思いますが、ここでじゃあ法曹に就く人たちが一体どういう仕事をするのかということを考えたときに、おそらく「これぐらいのことをやると、こういう刑」といったような標準解がある世界である一方で、個・個人に深く入りながら判断していく仕事だと言えるように思います。ChatGPTの世界では扱いきれない判断が求められる仕事、ということですよ。その点を修習生と積極的に共有していくという機会があればよいのではないかと、ということを考えました。

(山本委員長)

ありがとうございます。それでは翁委員、お願いいたします。

(翁委員)

メリットとしては要約をするとか、そういった仕事はかなりそれでアシストしてもらうことによって生産性が向上するというメリットもありますし、それから専門性が必要な作業をアシストして価値を高めるということにも使える分野があると思いますが、さっき先生方がおっしゃっていたように、やっぱりうまく使いこなすっていうことをやっていかないといけないということだと思っているので、使いこなす方っていうことをしっかりと学ぶということは大変だと思っています。

法曹の方にとって特に重要なリスクってというのは、これからいろんな事案が出てくる可能性があると思うのは、秘密情報とか個人情報が入り込んで不適切に利用されると非常に大きな問題を生むということであ

りまして、ここは法曹の方々にとって非常に大きなリスクだと思いますし、あと著作権の問題ですよ。

これがもう今リーガルにも現実の問題になってきているというような感じがいたします。また、誤った情報が入ってる場合もありますし、悪用されたりとかそういうこともあるので、本当にうまくどういうふうにするかということと、それからこれに伴いどういうことが社会で起こっていくかということとか、そういうことも含めて司法修習で学ばれる方にとっては非常に重要なパラダイムシフトが今起こりつつあるというふうに思っているのです、ぜひ、少なくとも活用の仕方などについて御議論いただくということはとても有益なのではないかなというふうに思っております。

(山本委員長)

ありがとうございました。法学系統、とりわけ法科大学院などではなかなか検討が出遅れというか、まだ十分に熟した議論をひよっとするとされてないのかなという、自分の所属大学などはそういう感じもあるんですが、法学部あるいは法科大学院についてこの辺りの検討で石田幹事、何かありますでしょうか。

(石田幹事)

ありがとうございます。法学部や法科大学院などの各箇所という意味では、実は私どもも大学本部で検討してこれが降りてきているところであり、早稲田大学は私が理解する限りでは使っていけないとは言っていないと思います。ただ、メリット、デメリットを正しく理解するところから始めようという段階ですので、現場の教員の声を聞くと、菅原委員がおっしゃっていたように、やっぱり地頭をそのままテストしようと思ったら教場でやるしかない、という感覚を持っている方がすごく多いようです。ChatGPTが出てきたので

紙ベースのテストをあえて実施するという事は、デジタル化からはずいぶん矛盾した方向とも考えられ、非常に悩ましいところだと思っております。

この機会に、発言の機会をいただいたのもう一つ申し上げますと、私は先ほどの濱中委員がおっしゃったこと、そのとおりだと思っています。法曹になる人がほぼ全員で学修する機会には司法修習しかありませんので、集合修習の段階で、もちろん技術自体も変わっていきますけれども、全員に対して最低限これだけは知っておかなければいけないということについての講義が最低1回はあるべきではないかと思っております。

守秘義務の問題もそうですし、著作権の問題もそうですけども、もう一つ私がすごく懸念するのは、ChatGPTは結局統計ですので、世の中での差別というのはそのままChatGPTに反映されてしまうので、法律家が変わっていかねばいけないものというのはそこでは生み出してくれない。このことについてもっとちゃんと意識的に学ばないと、明日の講義の課題のために、という形でふつうに漫然と使って、それが常態化してしまうことは非常に危険だと思っております。

(山本委員長)

ありがとうございました。最初に翁委員の方から、単に黙認するとか、このまま見過ごすということじゃなくて、何らかの案を司法研修所としても考えていくべきではないかというお話ありました。また、今、石田幹事からは全員集めてChatGPTについて使い方とか問題点、その他をちゃんと教育すべきではないかという御指摘もありました。

ChatGPTで今後この傾向が進んでいくことはあっても後退

することはないということはもう間違いないところだろうと思いますので、何らかのことを考えていくという必要があるかと思いますが、一場幹事、いかがでしょう。

(一場幹事)

本日は様々な御意見、御指摘をいただきましてありがとうございました。当初指担協の協議事項案を考えていた時は、デジタル化の進展の中で、C h a t G P Tがこれほど話題になるとは思ってなかったところで、我々の不勉強を恥じたところではありますが、正直、司法研修所もそうですし、裁判所全体としても、C h a t G P Tをどういうふう to 活用していくかということは、ほかの社会の皆さんからすると遅れている状況にあったのかなというふうに思っておりますので、今日いただいた御意見を参考にしまして、最高裁とも協議しながら修習生にどういうふう to させるか検討してまいりたいと思います。

ただ、先ほども濱中委員もおっしゃったとおり、司法研修所の方では、今、実務家がどういうふうな思考過程でどういう仕事をしているのか言語化していこうということに取り組んでいるのですけれども、私もちょっとC h a t G P Tを使ってみましたが、例えば民裁でいえば当事者両方から出てきた主張を分析して争点を探り当てるといった作業があるんですが、大まかに当事者の主張をまとめるというようなところではかなり使えそうだなという気はします。他方で、本当に難しい争点にどれだけのり着けるかというとなかなか難しいですし、さらに争点になった事実があったかどうかの事実認定を裁判官するわけですが、事実認定がC h a t G P Tでできるかというとなかなか難しく、ある程度の整理はできると思うのですが、最後の決め手となる判断はやっぱり人間にしかできないのかなと思っております。そういったところで法曹の価値というか、人



間がやることの意味というのが出てくるんじゃないかと。そういったことも踏まえながら修習生にどういうふうにメッセージを寄せられるかということを考えているなと思っております。

何かほかの司法研修所の裁判教官の方々からも補足があれば、できれば御発言いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

(山本委員長)

いかがでしょうか。三輪幹事、お願いします。

(三輪幹事)

非常に示唆的な御意見ありがとうございました。法律の世界におりますと、まだまだC h a t G P Tも我々がやっている仕事の域にはたどり着かないだろうというような若干慢心めいたところを持っていたというのが正直なところでございまして、先生方のお話をお聞きしていると、いやいや、我々もうかうかしてられないな、数年後や1年、2年後にも我々のやっている職域自体にどんどんと浸潤して来ることが予測されるのかなと、逆に浸潤という言葉も使ってはいけない言葉かもしれないとも思いました。

どういうふうに有効に活用していくのかがまさに国民目線から見れば法律というインフラを有効に活用できる、そういう機会なのかなという気もしまして、C h a t G P Tから目が離せないなと思いましたが、その状況をしっかりとウォッチしながら修習生に対する指導も考えていきたいと思いました。それから私も裁判官でございますので、裁判官としても常にその動きを注視しながら、ここまではできているから活用していこう、そしてこれ以上はちょっと注意しないといけないなということを意識しなければいけないなと改めて思いました。

また、石田幹事が最後の方でおっしゃっていたことに非常に胸を

打たれました。何かと申しますと、事実を分析したり、それから法の仕組みを解析したり、それから判例がどういうものがあるのかといったことは、多分数年単位で見ればC h a t G P Tも追いついてくるのかなと。しかしながら、それだけでは判例理論や法に対する考え方というのは進展しないという、そういったことを石田幹事はおっしゃったんだろうというふうに私、理解いたしました。

実は裁判官も実際に今C h a t G P Tを使わないまでもかなり意識しながら仕事をしているところをございまして、私、修習生に教えるときには、裁判官は理、理論の理、それと情、感情の情の部分、この理と情が両輪であって欠かせないんだというようなことを教えているところであります。

理屈だけで進めますと結局社会の進展はできませんし、これまでの判例理論で到達したところまでしかいかないという部分があるのかなと思います。そこの理の部分とか今まで到達できた部分というのは、数年内には、C h a t G P Tにある程度お任せできるのかなとは思っています。

しかしながら、最後のやはり情の部分というのは、恐らく時代の進展とともに、そしてまた事案ごとに異なってくるのかなと思ひまして、そういったものをうまくすくい取りながら新たなルールを作っていくということを、まさに裁判官、そして弁護士や検察官もまたそうだと思うんですが、常に意識しながらやっていく、C h a t G P Tにはできない人間ならではのアドバンスというのは一体何なのか、人間でなくてはできないことは何なのかということ意識しながらやっていくということが改めて必要なんだなというふうに感じたところをございます。非常に貴重な御意見をどうもありがとうございました。

(山本委員長)

ありがとうございました。この点、今、三輪さんからもありましたけれども、技術自体日進月歩で進んでいくということもありますし、企業、大学、それぞれまさに今手探りで対応を考えているということだと思いますので、司法研修所におかれましても、いろんなところにアンテナを張って、社会全体としての方向というか、そういったことを考えていただき、また、裁判所とも協議をいただき、また、弁護士会の方でもいろいろ御検討なさるんだらうと思います。検察庁もそうだと思いますけれども、この問題は非常に重要ですので、恐らく当委員会においても、ある程度定期的に話題になって、御議論をいただくことになろうかと思しますので、今日はその第1回ということだったのかもしれませんが、大変様々な御意見を伺うことができたと思いますので、研修所の方でもぜひそれを活かして検討を開始していただければというふうに思います。ありがとうございました。

(一場幹事)

承知いたしました。

(山本委員長)

よろしく申し上げます。それでは、岩崎委員どうぞ。

(岩崎委員)

今お話しいただいたのは指担協の議題として挙げているところで、ITという話になっていて、日弁連だとか、あるいは単位会から何人か参りますので、その参加者にもそこはちゃんと意識を持っていきなさいというふうに言っておいた方がよろしければ、情報を提供しておきます。

(一場幹事)

それはそうしていただければ大変ありがたいです。よろしく願いします。

(山本委員長)

それでは、今、IT化、デジタル化の関係でChatGPTの問題、かなり御議論いただきましたが、基本的には指担協の協議事項についてはこの原案のとおりとすることで相当であるということで取りまとめをさせていただければと思います。

(4) 今後の予定について

(山本委員長)

それでは、用意された議題は以上ということでありまして、司法修習との関係では、とりわけ今年から試験制度、司法試験が変わりまして、試験の時期も7月ということになります。それから、いわゆる在学中受験というものが始まって、法科大学院に入って最短2年目の学生が在学中に試験を受けて、そして来年3月、法科大学院を修了すると同時に司法研修所に司法修習に入っていくというかなり新しい制度、大きな変革があるということになります。来年3月以降、新たな形での司法修習ということになるかと思えます。

また、それが司法修習にどのような影響を与えるのかというのは、この指担協のところでもありましたけれども、率直にやってみないと分からない。我々も法科大学院で日々教えているところですが、これがどのような変容を今後司法修習にもたらしていく可能性があるのかということについてもまだ様子を見てみないと分からない部分があります。

司法試験の合格発表後の後期の授業がどのような形になっていくのかということもカリキュラムがかなり大幅に変わったわけですが、これもまだ実施してみないと分からない部分があって、そ

ういう意味ではまだしばらく状況を見守るということになるんだろうというふうには思いますけれども、かなり大きな変革ではありますので、その点についても状況を恐らく注視してみなければならず、この委員会においても協議をいただく必要があることというのは出てくるかもしれませんが、取りあえずは今年度様子を見ていくということになろうかなというふうに思います。

それでは、引き続き御議論いただくべきことというのは出てこようかと思えますけれども、今日の委員会はこの程度とさせていただきたいと思えます。本日の議論を踏まえて引き続き司法修習のさらなる質の向上に努めていただきたいというふうに思います。

次回委員会については令和6年、つまり来年の1月頃を予定しているということで、その頃には今お話しした在学中受験を踏まえた司法試験の結果も出てきている、そういう時期になろうかと思えますけれども、その頃にまた次回御議論をいただければと思えます。詳細な日程については後日調整をさせていただきたいと思えます。

それでは、本日はこれにて委員会の審議は終了したいと思えます。長時間にわたりまして熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。